

Title	明治五年・山口県における秋元左司馬反乱未遂事件裁判小考
Sub Title	A Study on the Trial of the Attempted Revolt in Yamaguchi Prefecture, 1872
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.8 (1989. 8) ,p.1- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890828-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治五年・山口県における

秋元左司馬反乱未遂事件裁判小考

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 事件の概況
- 三 裁判の経過と結末
- 四 むすび

一 はしがき

明治六年二月、山口県は次のような進達を大蔵省へ提出した。⁽¹⁾

明治六年二月大蔵省へ進達スル願文

方今文明至治ノ世ニ際シ候得共本県ノ如キハ旧藩脱隊ノ者管下ニ散布シ猶禍心ヲ包蔵スル者多クシテ動モスレハ間ニ投シ隙ヲ窺ヒ暴発スル所アラントス即チ御届仕置候通り昨夏十余人ヲ縛シ今又十余名ヲ擒ニ仕リ幸ニ皆陰謀中途ニシテ敗露シ害ヲ未萌ニ除

キ候得共近ク大分県ノ覆轍モ有之不幸ニシテ洩焔滔天ノ勢ニ立至リ候モ未タ測リ知ルヘカラス其時ニ当リ縦令ヒ一旦討平撲滅ノ功ヲ奏シ候共府庫ノ財之カ為メニ蕩尽シ父老子弟之カ為メニ其災害ヲ被リ臍ヲ噬トモ及フヘカラスト深ク杞憂仕候元來鼠輩嘯集ノ勢トハ申シナカラ唯口舌上而已ニテハ鎮撫難仕然処先般鎮台分營ノ配置御達シ有之遂ニハ当県ヘモ分營ヲ被為置候御都合ニハ被相考候得共即今兵隊出張ニ相成リ候訳ニハ有之間敷就テハ緩急事ニ臨ミ広島分營ニ兵ヲ請フ共三十余里ノ道程相隔リ時機ヲ失ヒ変不測ニ立至ルモ計リカタン依テ此余万一不化ノ頑民蟻集蜂屯ノ勢有之候節ハ庁内百余ノ吏員有之事ニ付之ヲ以テ兵備ニ充テ士族所持ノ小銃ヲ取集メ威懐ノ術ヲ尽シ鎮撫仕候胸算ニ候処旧藩所蔵之彈藥先般悉皆陸軍省ヘ差出シ即チ此節武庫司吏員出張ニテ引渡候内裝条銃彈藥百箱一先押テ当県ニ預リ置候間何卒陸軍省ヘ御掛合ノ上其儘当県予備ニ被差置度備ニ実地不停止ノ情実御汲量被成下前段御聞届ノ程不堪懇願之至候也

その頃、山口県では県内各地において、脱隊兵による暴発の危険があり、万一の場合、陸軍の屯営は広島であるから急援を求めるには余りにも遠いこととて、県としては不安であり、もちろん、県庁役人百余名を以て武装して事に当る覚悟はあるから、現在、県が陸軍から委託の形で保管している彈藥百箱を、正式に県の予備品にするように陸軍省が配慮することを、大蔵省に懇請したのである。県庁役人の武装を考えるほど、県としては切迫した事態を予想していたものと思われる。そしてすでに二つの反乱未遂事件が発生したことを述べているのである。

この二つの反乱事件について、前掲「進達」書は、関係者の氏名を明示していないが、「昨夏」「十余人」が検挙されたというのは、秋元左司馬を中心とする陰謀、「今又十余名」が捕えられたというのは、原田金吾と八幡十郎の陰謀である。これらの事件は、脱隊兵騒動の余波としても、きわめて注目すべき土族反乱であるが、これまでの史家の研究において、これらの事件に言及している文献は余りにもすくない。

昭和六年、黒正巖博士が発表された「明治初年に於ける侍階級の騷擾」に、次のような記述がある。

明治五年七月 山口県士民のある者は東西氣脈を通じ、大政急変の結果、四民の生活困難となりたりと考へ、攘夷論、神儒仏三道興隆、旧知事の帰県等に名を仮り、士民を煽動し暴力によって県庁に強訴せんと衆議の所、中に意見の衝突ありて、はしな

くも内通者を出し、遂に首謀者が捕縛せられ、未然に防ぐ事が出来た。(中略)

明治六年三月 山口県では維新以来国事に奔走し乍ら、途中反逆したる為めにその功賞を奪はれたものが頗る多く、之等のものは思想悪化し、時に乘じて暴挙を計らんとした。山口県に於て士族の反乱多きは之によるといふ。この年にも陰謀を企てたが、未然に発覚した。

ここに記されている二つの事件の内、前者が秋元左司馬の事件、後者が原田、八幡の事件と思われるが、黒正博士は関係者の氏名を残念ながら明記しておられない。⁽⁴⁾

戦後の昭和四十三年、田村貞雄氏が書かれた論考「明治初年における農民闘争の展開」には、次のごとくこれら二つの事件に若干言及されている部分がある。⁽⁵⁾

七二年八月(明治五年——手塚註)、萩其他における旧脱隊兵の反乱陰謀事件であり、他の一つは、七三年一月の同種の事件である。

前者においては、萩田町居住商金屋久兵衛、山口居住商村外安兵衛、厚狭郡万倉村居住農深井元蔵の三名の密告により発覚し、七二年十一月十五日付で右三名が褒賞されている。

後者は、原田金吾らを中心とする陰謀と、八幡十郎らの陰謀であって、厚狭郡万倉村士族佐々木祥右衛門、吉敷郡中郷居住農白神熊二郎が七三年二月十八日付で褒賞を受けている。

前者の事件は秋元左司馬の事件であるが、田村教授は、関係者の氏名もそしてまた反乱陰謀の内容については全く述べておられない。教授が典拠とされた「山口県史料」には、そうした記述がみあたらないためであろう。

後者の事件については、田村教授は原田の事件と八幡の事件を別のものと理解されているようであるが、それはともかく、これらの事件についても、秋元の事件についてと同じ理由からか、その陰謀の内容については全く言及されていない。

その後、昭和五十三年に出版された「山口県警察史」上巻は、「八幡十郎の暴挙」として、この後者の事件をやや

鮮明に紹介した。次の通りである。⁽⁷⁾

明治六年一月二十五日、山口の鰐石出合河原に不平士族が集まり、兵器格納庫を襲い、県庁を占領して新政を改革しようとする陰謀が事前に発覚し、十数人が逮捕された。脱隊騒動の余燼とみられ、首謀者は小郡井関村の北方八幡宮社人藤井直江の弟で元鋭武隊士の八幡十郎であった。彼は逮捕をまぬがれて逃走したが、これを「八幡十郎の暴挙」という。部外者からの訴え出により、区長以下の協力によって事なきをえたのであるが、この事件の概要を知る一助ともなるので、次に大蔵省に出された表彰上申を紹介する。

一金千匹

当県士族 南吉敷郡区長 井上義輔

右、此ノ度ビ不逞ノ徒、陰謀コレ有ル趣、河内山太郎右衛門ヨリ訴出ツルニ依リ、直ニ彼ノ者ヲ有間（問者）ニ放チ、鼠賊ノ巢窟ヲ探リ、遂ニ十数人捕縛ニ就キ、機ヲ失セズ害ヲ未萌ニ除キ候段、偏ニ尺力ノ致ス処、神妙ノ至リニ候。依テ前書ノ通り下サレ候事

金二千匹

士族 河内山太郎右衛門

右、此ノ度ビ不逞ノ徒、陰謀ノ企コレ有ル趣速ニ訴出、引続キノソ潜伏所ヲ探索ノ上、畢ニ巢窟ニ踏入り捕縛セシメ、旁斥力ノ至リ神妙ノ事ニ候。依テ前書ノ通り下サレ候事

右ハ伺ノ上取計イ申スベキノ所、賞典機ヲ失シ候テハ、今後勸懲ノ趣意行キ届キ難キニ付、書面ノ通り夫々差遣シ申候、御届仕候。

明治六年二月三日

（防長警友第二七号）

この警察史は、田村教授の前掲論文を参照せず、全く別の史料によって、前掲記事は書かれている。⁽⁸⁾したがって、田村教授が挙示された逮捕についての別の受賞者（佐々木祥右衛門、白神熊二郎⁽⁹⁾）については全くふれるところがなく、また原田金吾の名にも言及していない。しかし、この警察史の記事により、「八幡十郎の暴挙」がおぼろげながらも始めて世に広く知られるに至ったことは事実である。

なお、田村教授が原田の事件と八幡の事件が別のものと理解されていることは、前に述べたが、この二つの事件は同じものであり、八幡と原田がその主謀者⁽¹⁰⁾であった。山口県は事件の鎮定後、大蔵省に次のように報告している。⁽¹¹⁾

当県不良徒鎮定ニ付御届

当県下姦民隠謀ノ事アル先日其状ヲ進達スル如ク罪魁二名逃亡未タ逮捕シ得ス頃日風ニ聞ク広島界両県ニ潜行スト直ニ之ヲ其兩
 岸ニ知達シ未タ捕得ノ報ヲ得ス連累者ヲ推問詳糺シ事實猶未尽ト雖モ要スルニ百端ノ不平鬱塞遺ルナシ故ニ之ヲ一時鳴発セント
 欲ス是壬申及ヒ此般ノ挙アラントスル所以ナリ蓋シ其原因脱隊者ノ余習ニ関スル者多シ而切迫ニ暴挙ヲ議ル者ハ一二ノ無頼徒ニ
 出ルト雖モ一旦発動スルヤ波及ノ患尤慮ラサルヲ得ス此レ開化授産ノ法方ニ煩慮スル一端ナリ夫レ旧山口藩ノ脱隊者タルヤ始メ
 身ヲ棄テ勞ヲ忘レ連年戦争シ戊辰己巳維新ノ際ニ方リ亦功績寡ントセス兵制改換ノ日ニ至リ固見不屈暴戾不飽奸魁其隙ニ乘シ頑
 民ヲ煽惑誘導ス征討ノ師拳ルニ及ンテ敗虜伏罪シ功ヲ一簣ニ虧ク是ニ於テ輕重之ヲ科シ或ハ前功ノ賞ヲ概ク者殆三千人県内ニ星
 散シ常居快々猶其産ヲ失ス父兄親戚モ亦是ヲ嫌シトセサル者アリ苟モ新令ノ発スルヤ私言喋々民心狐疑ノ間又虚誕ノ説ヲ投シ施
 政ノ障害ヲナス者往々止ス今ヤ捕亡吏ヲ増加シテ警戒稍整ヒ以テ之ヲ鎮圧ス從テ強窃ノ盜難ニ罹ル者モ亦漸減スルカ如ク人心粗
 安ニ著ケリ

此段御届仕候也

明治六年三月三日

同七等出仕 木梨 信一

同 参 事 有馬 純行

山口県権令 中野 梧一

大蔵大輔 井上 馨 殿

ここに「罪魁二名逃亡」とあるが、その中の一名が八幡十郎であることは確實と思われるが、他の一名はわからな
 い。⁽¹²⁾

以上で述べたところで、明治五、六年頃、山口県で発生した土族反乱の内、原田、八幡事件については、若干のこ
 とが判明しているが、秋元左司馬事件については、全く闇の中に埋もれている状況が判明したかと思われる。数年⁽¹³⁾

前、私は、秋元事件に関する若干の裁判史料が旧司法省保存文書中に存在することを知った。⁽¹⁴⁾

本稿は、取り敢えず秋元事件について、私が披見しえた前述の史料により、その概況と裁判の経過について一応の考察を試みたものである。何分にも基礎史料の分量がすくなく、且又私の浅学非才、十分な考証はできなかったが、この拙稿が秋元事件の研究を多少とも前へ進ませたとするならば、私としては望外の倖である。

(1) 「山口県史料」(国立公文書館蔵「府県史料」第二十六冊・卷十三・政治之部)。

(2) 幕末、長州藩は士族以外に農商民からも藩兵を募り、諸隊を編成、維新戦争の折、これら諸隊は武功を立てた。明治二年十月、藩は二千名の藩兵を新政府の「御親兵」として政府へ提出、他の藩兵を整理、解散しようとした。失業の危機に立たされた多くの隊士の不満が爆発、明治三年二月、各隊の隊士が続々脱走して騒乱が発生、藩は武力でそれを弾圧したが(田中時彦「山口藩兵騒擾事件——藩制解体過程の反乱に対する処断——」・「日本政治裁判史録」明治前・昭和四十三年・一二二頁以下参照)、一部は藩外へ逃亡し、九州における大規模なる反政府運動と結びついた(例えば田中時彦「愛宕・外山ら陰謀事件——反政府分子に対する徹底弾圧および「国事犯」による一括処断——」・前掲「政治裁判史録」・二二九頁以下参照)。明治五、六年頃になっても、山口県においては旧藩兵の間には不穏の空気がみなぎっていたものと思われる。なお、長州藩における脱隊騒動については、原口清「長州藩諸隊の叛乱」・明治史料研究連絡会編「明治政権の確立過程」・昭和三十二年・二七〇頁以下、樹下明紀「脱隊騒動に関する一考察」・「山口県地方史研究」第二四号・昭和四十五年・二〇頁以下、関順也「藩政改革と明治維新」・昭和三十一年・一四三頁以下、田中彰「明治絶対主義成立の一過程」・「歴史評論」第七五号・昭和三十一年・一頁以下等参照。

(3) 黒正巖「明治初年に於ける侍階級の騒擾」・「経済論叢」第三二卷三号・昭和六年・一三八頁。この論文は昭和三十四年出版の「百姓一揆の研究」続編に収録されている(二二〇頁以下)。

(4) 黒正博士は、これらの記事の出典を「太政類典による」とされている(前掲論文・「経済論叢」第三二卷三号・一三五頁)。それは「太政類典」第二編第一四八卷所載の「山口県下士民嘯集」(明治五年八月・大藏省宛)(本稿一八頁参照)、「同県下不良徒鎮定」(明治六年三月十八日)(本稿五頁参照)の二文書と思われるが、これらの文書には、関係者の氏名は書かれていない。博士が事件関係者の氏名を明記されないのは、それがためであろう。因みに、昭和六年当時、内閣文庫蔵「太政類典」の閲覧が許可されるのは、原則として官立大学教授(国立)に限られていたとのことであるから、京都帝国大学教授であった博

士は一般人の到底みることのできない貴重な文書を参照されたわけである。

(5) 田村貞雄「明治初年における農民闘争の展開」・「山口県地方史研究」第二〇号・昭和四十三年・四頁。

(6) この事件の密告者に対する表彰文(明治六年二月十八日付)をみるに、佐々木祥右衛門に対しては「右此度不返ノ徒原田金吾其外陰謀同意之者兩三名其方宅へ罷越シ密談申掛ケノ趣不聞入而已ナラス種々御政体ヲ贊美シ却テ彼等ヲ善ニ導キ候致シ方神妙ノ事ニ候依之前書之通下賜被候事(金一円二十五銭——手塚註)」とあり、また白神熊二郎に対しては「右ノ者事長ク病床ニ臥居候処当一月廿三日夕八幡十郎立寄り近日暴挙ノ企有之事ニ付致同意異度趣密ニ及示談候処唯与ミセサルノミナラス同村河内山太郎右衛門ト申ス者へ談シ彼者ヨリ速ニ届出候様心配ノ次第奇特ノ事ニ候依之前書之通下賜被候事(金七十五銭——手塚註)」とある(前掲「山口県史料」第二十六冊・卷十三・政治之部)。それがため、原田の事件と八幡の事件は、別のもののような印象をうける。田村教授が両者を分離して考えられたのは、それがためであろう。

(7) 「山口県警察史」上巻・昭和五十三年・二二四頁——二二五頁。

(8) 前掲「山口県警察史」の記事の出典は、本文に引用した記事中に明示されているごとく田村三士「明治初期に於ける警察賞与に就て」・「防長警友」第二七号・昭和八年五月・一四頁——一五頁である。八幡十郎逃亡の記事は、明治六年二月廿日の山口県布達「今般県内小郡部井関村八幡宮社人藤井直衛弟八幡十良ヲ始メ不良之徒容易ナラサル隠謀相企付而ハ旧藩脱隊ノ者多人數携居候傳説等コレアリ人ノ□齡惑ヲ受ケタル者モ不少趣ニ相聞候処事件速ニ露頭ニ及ヒ巨魁脱走之者搜索彼是取締向嚴重申付既ニ巨魁之内原田金吾其外連累之徒追々捕縛ノ上訊問ニ及ヒ候処今日ニ至而ハ右隠悪ノ旨意モ大略相分リ尤モ旧脱隊帰順ノ輩之内ニハ自然人ノ疑惑モ受ケ候哉ニ相見候得共此余彼等ノ所業ニ関係之者ハ多分有之間敷タトヘ彼等ノ示談ニ預ルモノ万一有之トイヘトモ同意不致者ハ無構候就而ハ弥以方向ヲ取聞違ス銘々本業ヲ専ラ相勤メ其職ニ安スヘキ者也右及揭示候也(山口県文書館蔵「山口県布達書」)からの推測と思われるが、この推察は正しい事実を伝えたものとみていい。

(9) 田村教授の受賞記事の出典は、教授も明示されているごとく前掲「山口県史料」(註1と6参照)である(田村・前掲「明治初年における農民闘争の展開」・「山口県地方史研究」第二〇号・七頁註2)。

(10) 註8に引用の明治六年二月廿日・山口県布達参照。

(11) 「山口県不良徒鎮定届」・明治六年三月「公文録」大蔵省伺。この文書は「大政類典」第二編第一四八巻に転載されている。なお、註4参照。

(12) 註8参照。

(13) 前に引用した明治六年二月二十日、山口県布達によると首魁の一人原田金吾は逮捕済としてゐるから(註8参照)、彼は

「逃亡」した「首魁」の中の一名ではない。

(14)「山口県伺長門国阿部郡萩呉服町副戸長武田新八支配商秋元左司馬外十八名糊口ノ策ヲ本トシ衆ヲ募リ攘夷ヲ名トシ暴挙ヲ企テタル件」・法務図書館蔵「諸県口書・明治六年」・賊盜第四七三号。その内容は、関係者十八名の「口書」と、山口県と司法省との往復文書であり、以下に引用する裁判関係文書はすべてこれである。なお、題目のない文書には手塚において仮称を付して引用した。

二 事件の概況

この事件は、具体的な蜂起計画の樹立にまでは至らず、関係者が論議を重ねる裡に、事が発覚したのである。

まず、主謀者秋元左司馬（長門国阿武郡萩呉服町副戸長武田信八支配商⁽¹⁾）は、事件の発端を、次のように述べている。⁽²⁾

私儀元岩国川西村商ニ而拾壹ヶ年前為稼菽地寄留中去ル子年十月頃振武隊^江入依諸所戦功賜御賞典貳拾五石去ル未四月右御賞典返上帰商如願被差免呉服町戸籍^江加入其已来商法ニ而渡世中追々不手合損亡ニ立到当惑中川上山田組ニ居候盲僧幡竜寡婦まつと申者世人之運勢を祈り且吉凶等トひ人々信仰致候趣承リ……五月八日比同人方^江罷越彼是談話之未同意申合旧知事様御下向を願ひ攘夷之企可有之処運勢如何哉と相尋候処同志多人數有之候得者実効可有之哉も難計候得共先ハ無覚束相見候段返答仕候其節田村芳太郎と申御方不図御一席相成是亦談話中有志之党菽須佐之辺多人數有之既ニ不日集合攘夷之企商議可有之就而者一味之御心底者無之哉と程好申掛候処弥事相違無之候得共幸之儀同意可致との答ニ付士族之者有之諸事之都合可然と内心相競ひ後日又々集合談判可致と誓ひ置其場立別れ其翌日より追々御同人私方^江御出談合仕候

秋元は祈禱師まつ方を訪ねて、その託宣をうけ、たまたま居合せた士族田村芳太郎と談合、攘夷の一党結成の共感を⁽³⁾得たので、共にその準備に着手したというのである。その時期は、明治五年五月八日頃のことであった。田村もまた諸隊の兵士であったと思われるが、何隊の者か明らかでない。

田村はまず同じ士族の中村百合之丞と島田守衛に事情をうち明け、その同意を得た。⁽⁴⁾ 中村は旧振武隊、干城隊の兵

士で、かねてから攘夷の一念に燃えており、祈禱師まつとも交際あり、まつの知人で医師の平山道和と攘夷論で意気投合していたが、たまたま田村から勧誘をうけたのである。⁽⁵⁾ 島田は寺子屋を営んでおり、⁽⁶⁾ 元諸隊の兵士であったと思われるが、何隊の者が明らかでない。

五月十二日頃、田村、中村、島田の三名は揃って秋元を訪ね、彼の主唱する一党結成に同意した。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

秋元は、その後、かねて懇意の士族伊藤次郎兵衛を招き、意中を打ち明け、その同意を得た。⁽⁹⁾ 伊藤は次のように述べている。⁽¹⁰⁾

私儀従前卒当時一代士族ニ相加候処当五月中旬比兼而別懇之秋元左司馬方より咄ニ来リ罷越候処追々御改正就而者下々困窮往々饑喝ニも可及勢ひ因而所々不平之徒も可有之右人数を促し攘夷論を主張シ一挙動及候得者一時糊口之為ニも可相成俱ニ可相企哉と密談ニ預リ私儀も難渋切迫之折柄幸ひ之事件と相考同意致シ其已来互ニ人数を募り可申と談合云々

この日、伊藤は秋元宅よりの帰途、柳井柳吉に会い彼を同志に勧誘し、その同意を得た。⁽¹¹⁾ 柳井も士族で益田宇右衛門の元家来であったから、⁽¹²⁾ 諸隊の兵士であったと思われるが、何隊の者かは明らかでない。

伊藤は、阿武郡須佐村にいる元脱隊兵小国政弥を同志に引き入れるため、五月末、彼を訪ねたが留守で会えず、帰途、奈古村で彼に会い勧誘したが、同意は得られなかった。⁽¹³⁾

六月四日、秋元宅に同志が会合した。はじめから会する者、秋元、伊藤、中村、島田、田村、柳井、それに平山道⁽¹⁴⁾和、平佐浮一郎、岡村多三郎の九名であった。そしておかれて前田藤一郎、中尾郷作、中野真一が参加した。⁽¹⁵⁾

平山道和は、前にも一言したごとく阿武郡川上立野村の農業で傍ら医師を勤め、かねてから攘夷の念つよく、ひそかに檄文などを起草していたところ、中村百合之丞からの勧誘の手紙を岡村多三郎が持参したため、その求めに応じて秋元宅の会合に出席、⁽¹⁶⁾ 平佐浮一郎は士族で秋元の近所に住み、秋元から直接に勧誘されて参加、⁽¹⁷⁾ 岡村多三郎は、祈禱師まつつの雇人で中村と親しく、彼から正義隊再建の拳に加入する様にすすめられている裡、中村に依頼されて平山

に手紙をとどけ、平山と共に会同に出たのである。⁽¹⁸⁾ さらに中尾郷作（士族、元篠川義元家来は、後ちに述べる岩本常太郎から誘われて秋元宅に赴いたのである。⁽¹⁹⁾

前田藤一郎と中野真一については、逮捕されなかったとみえて、「口書」もなく、⁽²⁰⁾それがためどんな人物か皆目わからず、また秋元宅に参加した理由も不明である。

この六月四日の会合について、秋元は次のように述べている。⁽²¹⁾

私伊藤を始め企之事件種々談判及び候処多分同意之申分ニ付此機会ニ乗シ一旦押出し可及挙動心底より近方ニ有之器械ハ不及申阿武郡生雲村辺ニ者下々銃器之類兼而買入候哉ニ承り居候ニ付右等ニ器械引出シ其上ニ而者一策ヲ設ケ追々手配可致尤金穀之儀ハ所々ニ貯蔵する所の米作取出し可申と議論切迫相成候処島田平山其外余り之激論ニ恐怖シ決議不相成内田村者差而用事有之由ニ而早々ニ御立寄り免角之内中尾郷作前田藤一郎と申者尋来親而面会一席之内より及密議候得共議論不合ニ付還而妨害を生し可申哉と一席同志案も忽チ嫌疑を起し銘々分散私儀及確と及当惑候得共右兩人を引留有合之茶杯煎シ程好取成候内中野真一と申者又々伺参候得共是以議論不合之体ニ而一同引取云々

また伊藤は「近辺ニ有之銃器取出シ出雲村通り山口迄押出シ其上ニ而又々策も可有之」と云っており、中村は「左司馬次郎兵衛杯申分已ニ押出シ近方之器械取出シ所々人数を煽誘一挙動に可及との談判」と述べているが、秋元、伊藤らに武器弾薬金銭の調達と人員の召集に、果してどれほどの成算があったのか、その辺の事情は全くわからない。さらに蜂起の方法も、伊藤が簡単に述べているごとく「出雲村」から「山口迄」進出する予定という程度のことしかわからない。武力蹶起の是非を巡って議論が紛糾し、その具体策にまでは討議が及ばなかったためと思われる。

この会議での秋元、伊藤による激しい提案は、前掲秋元の言葉にもあるごとく、島田、平山らを大いに驚かせた。島田は「已ニ押出暴動可及との談判故打驚キ彼是其場者逃度心得罷在候……私儀も早々自宅江帰り其翌日ニ至リ田村迄右人数を除き呉候様相断」⁽²²⁾ったという。脱落である。平山も「余り過激論故集会之内不同意も可有之哉ニ見請且私

儀も右様輕卒之挙動ニ而ハ決而実効無覺束事と内心相考候……迎も実効無之事と内決致シ無程左司馬宅江参り一挙之人数江加り候儀ハ先差除異候相断置云々⁽²⁵⁾ という次第で脱落した。脱退はこの二人だけではなかった。柳井もこの秋元宅会合後「早々引取其後同人方江罷越右事件ニ加り決議相断度段申掛候⁽²⁶⁾」と述べているごとく、彼もまた脱落した。その後、秋元を中心とする主謀者の間で、どんな謀議が行われたかは明らかでないが、秋元によると「追々集合及衆議候へ共決着不致内同月十七日夜菊ヶ浜集会弥決議可及との申合⁽²⁷⁾」が行われたという。その前日の十六日、秋元宅を、原田忠次、原田貞之助、有馬小金吾、それに平佐が訪問し、秋元の所見を聞いた⁽²⁸⁾。

原田忠次(豊浦郡黒井村農、元福原又市郎家老は、平佐から秋元らの話を聞いて参加、原田貞之助(元豊浦県卒、元福原又一郎家老と有馬小金吾(阿武郡川嵩庄農、元赤川蔵人家老は、共に原田忠次にすゝめられて参加したのである。⁽³⁰⁾ 原田忠次によると、この席には伊藤次郎兵衛も同席したというが、伊藤自らはそのことについては、何も述べていない。⁽³¹⁾

この席で、秋元は「歎願之旨趣」は主として「不日隊を再建」することであると強調したようである。⁽³²⁾ 維新後に解隊となった諸隊の旧兵士にとっては、隊の再建は魅力ある目標であったにちがいない。

翌六月十七日夜、菊ヶ浜に予定通り同志が参衆した。来会者は秋元をはじめ、伊藤、田村、中村、中尾、原田忠次、岩本常太郎(土族元振武隊兵士)、臼井市之助(阿武郡萩魚店町商、元振武隊兵士)(裁判記録では苗字不存市次郎となっている)らであった。⁽³³⁾

岩本芳太郎は、かねてから伊藤次郎兵衛、中尾郷作から話を聞いていたが、六月四日の会合には所用で欠席、十七日の会合には臼井からの連絡で参加した。⁽³⁴⁾ また臼井市之助は、六月中旬、岩本常太郎の家で、伊藤次郎兵衛から勧誘されて参加を承諾、十七日の会に出たのである。⁽³⁵⁾

原田貞之助は、十六日に秋元から「菊ヶ浜江一同集合弥決議および候申合ニ付無相違相集リ呉候様申事ニ付承諾」したが、「翌晩ニ至り集合之儀も難信と申現地江者立越不申⁽³⁶⁾」というわけで欠席、有馬もまた十六日の秋元宅からの帰

途、原田貞之助と談合し、「右之一件虚喝者可有之哉と申合」「翌晩ニ至リ集合之事件難信存シ私儀其夜罷越不申打過」ということで欠席した。⁽³⁷⁾平佐浮一郎は、十六日の会合では秋元の要望で十七日の会への出席を承諾したが、「其翌日ニ至リ篤卜勘考致……不条理之事件より御厄害立至リ候而者不相済と相考人数除貫ひ可申と存折柄途中ニ而左司馬江出会申合之事件身柄差間之趣有之人数を除キ異候様申聞置相別れ」という次第で、⁽³⁸⁾これまた欠席した。原田貞之助、有馬、平佐の三名は、この段階で落伍したのである。

この十七日の会議について、秋元は「彼は何程決議ニも不同意ニ銘々気分も挫ケ一同分散唯々実効無覚束と乍遺憾ニ存自宅江立帰⁽³⁹⁾」と述べ、伊藤は「銘々議論不合殊ニ其夜ハ近辺之祭事も有之混雑中談判も難相成故互ニ引取⁽⁴⁰⁾」といい、田村は「舌論而已にて何程決議無之⁽⁴¹⁾」其後者実効無覚束事と相考⁽⁴¹⁾、中村も「決議も無之⁽⁴²⁾」「其已来迎も実効無覚束と相考⁽⁴²⁾」と云っているから、議論が紛糾シ、秋元伊藤らの強硬論が全員の賛成が得られず、ことに附近の祭礼の混雑に妨げられて十分な討議もできないまままで散会、主謀者の間にも若干の挫折感を生んだものとみていい。

なお、中尾は「議論虚喝而已ニ而何程決議も無之⁽⁴⁴⁾」、岩本は「諸事之談判振虚喝と相考程克其場ヲ立去リ⁽⁴⁵⁾」などと述べているから、彼等は消極論を唱えたのであろう。

十七日の会合は、右のような結果に終わったが、主謀者の内、すくなくとも秋元と伊藤は、決して初志を捨てたわけではなく、なお計画の実効を目論んでいたのである。六月末に、伊藤に会った臼井市之助は、次のように述べている。⁽⁴⁶⁾

同月下旬頃伊藤次郎兵衛方宅前通行之節事件尋向之為メ立寄候処川上山田村江被罷越候様子ニ付尋参同所まつ方次郎兵衛外ニ田村と申御方談合中御一席江加リ密々彼是談判中次郎兵衛曰同志輩決議之上器械之心当も有之必然阿武郡生雲村口江一旦押出し可及暴拳との申分ニ付一時過激論ニ相驚候得共其節辞退難相成場合ニ至リ同意之申分ニ而立帰リ打過候

伊藤自身も、次のように述べている。⁽⁴⁷⁾

其後岐度集合と申程之儀ハ無之候得共右人数（十七日会合出席者を指す——手塚註）之内出会候節ハ前件之咄合致候得共然ル

処区々之議論且数多同志も無之ニ付延引相成候……同志追々集合之上者一旦押出し一挙動及候得者当今之民情諸方不平之党も数多有之必定人数江与し可申時機ニ乘シ山口江押出し及騒擾候得者万一御政体変更ニも可相成愚見而已ニ而前条之外曾而申上候儀無御座候

伊藤としては武力蜂起の目標を、捨て切れなかったのである。また、秋元も次のように述べている。⁽⁴⁸⁾

其後伊藤其外寄々及熟議候得共同様議論区々ニ而引当不相成ニ付同廿六日比(六月である——手塚註)山口江別用有之且元脱隊之内心易者も有之企之事件及密談見可申と相考山口迄罷越無程小郡新町ニ居候元脱隊守永亀之進と申者方尋行雑話之末斯之事件種々及談判候得共程好申披露答も不仕内同人を伴ひ山口江出一兩日も同宿仕候得共元より同意無之體ニ見込無間相別れ私儀ハ山口ニ而元脱隊中川清熊加藤四郎高橋市之助等尋参候得共執も不在而無余儀阿武郡生雲村江罷越廻廻り同志之者内々聞合及候得共当時前件之企ニ与し候者無之哉ニ相聞諸事失望ニ而立帰り其已来唯々難被遂宿念事と相考……

秋元は、その後も同志獲得に狂奔したが、思うに任せず、失意の状態であったといふのである。なお、秋元に同行した守永亀之進(吉敷郡新町商、元振武隊兵志と、田村、中村から誘われた能美緑太郎(阿武郡川上山田村農は、情を知っても届出を怠ったということが問題とされた。⁽⁴⁹⁾)

その後、間もなく関係者は一網打尽に逮捕された。その時期は次節で述べるごとく(本稿二〇頁参照)、七月下旬から九月にかけてのことであった。

事件発覚の端緒は、密告であった。前にも一寸ふれたごとく密告者三名が、後に褒賞をうけている。萩田町の商人金屋久兵衛、山口町の商人村外安兵衛、厚狭郡万倉村の農業深井元蔵らである(本稿一七頁参照)。この内、万倉村の深井元蔵⁽⁵⁰⁾というのは、後に裁判に付されて免罪となった深井元次郎⁽⁵¹⁾(原狭郡東万倉村農と同一人物と思われる。村外安兵衛は、深井から事の次第を聞いたのである)。

深井元次郎は原田貞之助と親しく、六月二十五日頃、彼から秋元らのことを聞き、彼と同行して原田忠次宅を訪れて事の次第を聞いたこともあり、その後、原田貞之助の依頼で、山口御堀村の商人辰次郎方へ手紙をたのまれ、且つ

その地方において同じような志を抱く人々を辰次郎について探索することを依頼されて山口へ行った折、知人の目明手先村外安兵衛に会い、事を洩らしたわけである。⁽⁵³⁾ その次第を、深井は、次のように述べている。⁽⁵⁴⁾

当六月廿五日頃……翌日ニ至リ山口江出程好キ儲ケハ無之哉と問合ス積リ之処追々入費も有之着用の衣類等売払差送り候ニ付……貞之助方江罷越難渋之次第相咄候処古袴一足外ニ小脇差巻本貸渡出足之節同人より山口御堀村商辰次郎と申者者兼而別懇何角之一礼も有之書翰を投し可申ニ付持参呉候と相頼其節同人江萩ニおゐて追々企之事件内々申聞方一近辺ニ右様之事件江携候者有之候得者周施致し候様咄合可仕と申事ニ付承諾同処出足山口江出辰次郎方江立寄貞之助より申聞候次第相咄候へ共当今右様之事件江携候者定而無之との申分故無程同人方立去り同処蕉高町商安兵衛と申者別懇ニ付立寄雑話中萩方ニおゐてハ承り候事内々相咄候処同人兼而目明手先致候者ニ而右之様子承り不容易事柄ニ付萩方江参り内密探索之上委細聞を呉候様申事ニ付一兩日同人方滞留同廿九日頃出足……。

かくて深井は萩へ引き返し、原田貞之助、原田忠次、秋元左司馬らに会い事の様子を聞いたという。⁽⁵⁵⁾ その次第は逐一安兵衛へ報告され、安兵衛からの密告になったものと思われる。金屋久兵衛が事件を探索した事情は、全くわからないが、彼もまた安兵衛と同じく目明手先の一人であったかも知れない。

なお、当時の山口県の警察機構は、聴訟課の中に、近代警察の嚆矢といわれる取締組の組織がすでに作られており（明治五年五月十三日）、山口本庁の他に萩、岩国、赤間関に支庁が置かれ、小頭、伍長、部伍合計七十五名が配置され、組頭は少属佐藤良輔であった。⁽⁵⁶⁾ 秋元らの逮捕も、当然にこの取締組の手によって行われたのであろう。そして逮捕者は山口に集められ、県の裁判に付せられることになったのである。因みに逮捕者が収容されたと思われる山口の牢舎は、元藩兵学寮の騎兵塾が、増築の上で転用されたものであった。⁽⁵⁷⁾

次に節を改め、その裁判の経過を追ってみたい。

(1)(2) 「秋元左司馬口書」。秋元の詳しい経歴について、私は全く知るところがない。山口地方郷土史文献の中で、私が知りえたのは、明治二年十一月二十八日付「常備軍輜重方任命辞令」、同年十二月付「常備軍役付の者御役断申出書」、同年十二月

- 十九日付「常備軍役付を免すの辞令」中に、秋元の名がみえていることだけである（石川卓美、田中彰編「奇兵隊反乱史料・脱隊暴動一件記事材料」・昭和五十六年・一六頁、三五頁、三八頁参照）。山口地方郷土史家の御示教を乞う次第である。
- (3) 前掲「秋元左司馬口書」、「田村芳太郎口書」。中村百合之丞によると、彼は田村から四月下旬に誘われたとしている（「中村百合之丞口書」）。とすると、秋元と田村の談合はそれ以前となるが、これは中村の記憶違いであろう。
- (4) 前掲「田村芳太郎口書」、前掲「中村百合之丞口書」、「島田守衛口書」。
- (5) 前掲「中村百合之丞口書」。山口県文書館蔵「金禄券根帳・明治十二、十三年」によると「中村百合之丞、十八大区七小区、金百六拾九円八拾六銭貳厘」とある。
- (6) 前掲「島田守衛口書」。
- (7) 秋元の自宅は「萩八丁」にあったという（前掲「田村芳太郎口書」）。それは現在の萩市江向八丁である。
- (8) 前掲「秋元左司馬口書」、前掲「田村芳太郎口書」、前掲「島田守衛口書」。中村百合之丞によると、この日、伊藤次郎兵衛も秋元宅に居たというが（前掲「中村百合之丞口書」）、これは中村の思い違いであろう。
- (9) 前掲「秋元左司馬口書」、「伊藤次郎兵衛口書」。
- (10) 前掲「伊藤次郎兵衛口書」。
- (11) 前掲「伊藤次郎兵衛口書」、「柳井柳吉口書」。前掲「金禄券根帳」によると「柳井竜作、二十大区三小区、金百拾円拾五銭六厘」とある。柳井柳作と柳井竜作は同一人物と思われる。
- (12) 前掲「柳井柳吉口書」。
- (13) 前掲「伊藤次郎兵衛口書」。
- (14) (15) 前掲「秋元左司馬口書」。
- (16) 「平山道和口書」、前掲「中村百合之丞口書」。
- (17) 「平佐浮一郎口書」。
- (18) 前掲「平山道和口書」、「岡村多三郎口書」。
- (19) 「中尾郷作口書」。
- (20) 前田藤一郎と中野真一については、口書も処罰に関する記録も残っていない。彼等も逮捕されておれば、当然に処罰の対象になった筈、したがってこの二人は逮捕に先立ち逃亡したものと推定される。
- (21) 前掲「秋元左司馬口書」。

- (22) 前掲「伊藤次郎兵衛口書」。
- (23) 前掲「中村百合之丞口書」。
- (24) 前掲「島田守衛口書」。
- (25) 前掲「平山道和口書」。
- (26) 前掲「柳井柳吉口書」。
- (27) 前掲「秋元左司馬口書」。
- (28) 前掲「秋元左司馬口書」、「原田忠次口書」、「原田貞之助口書」、「有馬小金吾口書」、前掲「平佐浮一郎口書」。
- (29) 前掲「原田忠次口書」。
- (30) 前掲「原田貞之助口書」、前掲「有馬小金吾口書」。
- (31) 前掲「原田忠次口書」、前掲「伊藤次郎兵衛口書」。
- (32) 前掲「原田忠次口書」、前掲「原田貞之助口書」、前掲「有馬小金吾口書」。
- (33) 前掲「秋元左司馬口書」、「岩本常太郎口書」、「市次郎口書」。
- (34) 前掲「岩本常太郎口書」。
- (35) 前掲「市次郎口書」。
- (36) 前掲「原田貞之助口書」。
- (37) 前掲「有馬小金吾口書」。
- (38) 前掲「平佐浮一郎口書」。
- (39) 前掲「秋元左司馬口書」。
- (40) 前掲「伊藤次郎兵衛口書」。
- (41) 前掲「田中芳太郎口書」。
- (42) 前掲「中村百合之丞口書」。
- (43) 浜崎の住吉神社の祭礼と思われる。同神社蔵「住吉祭礼一件扣」の嘉永四亥七月の条によると「六月二十六日―二十九日」が祭礼であった。同文書の記事は、同社宮司中津江瑞穂氏からの御示教による。その学恩を謝す。
- (44) 前掲「中尾郷作口書」。
- (45) 前掲「岩本常太郎口書」。

(46) 前掲「市次郎口書」。

(47) 前掲「伊藤次郎兵衛口書」。

(48) 前掲「秋元左司馬口書」。

(49) 前掲「守永亀之進口書」、「能美緑太郎口書」。

(50)(51)(52) 深井元蔵と村外安兵衛に関する褒賞は前掲「山口県史料」(第二十六冊・卷十三・政治之部)によると、次の通りである。

金一円二十五銭

周防国吉敷郡山口町居住商

村外 安兵衛

右之者事当八月萩地其他ニ於テ兇徒共隠密ニ不軌ヲ企ル趣元蔵ト申者ヨリ承リ其巨魁且賊情ヲモ探索スル為メ再ヒ元蔵ヲ萩地ヘ差越シ無間元蔵罷歸リ候ニ付相共ニ探索ノ事実ヲ具ニ申出候段神妙ノ事ニ候依之為褒美前書ノ通遣之候事

同日

金一円二十五銭

長門国厚狭郡万倉村居住農

深井 元蔵

右ノ者事当夏萩地ニ於テ兇徒共密ニ不軌ヲ企有之候節彼等ニ欺カレ暫時其徒ニ加ハリ候得共全ク同意セシメ候儀ニテハ無之ニ付山口ヘ罷越シ村外安兵衛ヘ其次第ヲ談シ候処彼者氣付キニ仕セ再ヒ萩地ヘ罷歸リ賊徒ノ巨魁及ヒ事情ヲモ聞繕ヒ遂ニ安兵衛ト共ニ探索ノ事実ヲ具ニ申出候段志神抄之事ニ候依之為褒美前書之通遣之候事

同日

ここに「同日」とあるのは、金屋久兵衛に対する褒賞の日付「明治五年十一月十五日」(註57・参照)と同じという意味である。これら兩名に対する褒賞理由の内容は、本文に引用する「深井元次郎口書」の内容と完全に符合する。したがって、元蔵と元次郎は同一人物と推定できる。どちらかが通称であろう。

(53)(54) 「深井元次郎口書」。

(55) 山口県では、明治五年五月八日付の目明手先の任命辞令が残っているので、当時、それは警察事務を担当した聴訟課の下級役人の正式名称であったことが判明している(前掲「山口県警察史」上巻・二一〇頁、二一九頁参照)。

(56) 前掲「深井元次郎口書」。

(57) 金屋に対する褒賞は前掲「山口県史料」(第二十六冊・卷十三・政治之部)によると、次の通りである。

金二円五十銭

長門国阿武郡萩田丁居住商

金屋 久兵衛

右ノ者事当八月萩其外ニ於テ兇徒共隱密ニ不軌ヲ企ル趣有之候ヲ探索シ速ニ申出候段神妙之事ニ候依之為褒美前書ノ通遣之候事

明治五年十一月十五日

金屋の場合、その褒賞金は村外、深井よりも多額であるから、探索の功績はより大きかったと思われるが、残念ながらその事情はわからない。

(58) 前掲「山口県警察史」上巻・二一五頁―二一八頁。「取締規則」第二則には「徒党ヲ結び、不逞ヲ計リ、又ハ潜伏等、総テ胡乱ケ間敷者見聞候ハバ、速ニ其筋ヲ経テ庁へ申出ベク候事」(前掲書・二二二頁)と、とくに政治警察が重視されているのも、当時の山口県の不穩の政治状況の反映であるう。

(59) 前掲書・四一一頁。

三 裁判の経過と、その結末

事件発生直後、山口県はその内容を二回に亘って大蔵省へ報告、その報告をうけた大蔵省はそれを太政官へ上申し⁽¹⁾た。次の通りである。

別紙ノ通從山口県届出不容易儀ニモ相聞へ候間書面相添不取敢此段言上仕置候也

壬申八月廿二日

大蔵大輔 井上 馨

正院 御中

当県下士民ノ内十数名当四月頃ヨリ東西氣脉ヲ通シ大政ノ当否寛苛ヲ論シ哀訴歎願ヲ名トシ連署誓約ノ上四方究蹙ノ人民煽動シ不羈ヲ謀リ候哉ニ相聞候ニ付搜索ノ上去七月廿五六日頃ヨリ追々七八名及捕縛此節糺彈中ニテ事実未足ニ候ヘトモ不容易儀ニ付不取敢概略御届申上候尚精細取糺追テ可申出候也

壬申八月三日

山口県七等出仕 木梨 信一
山口県権参事 久保 断三
山口県参事 中野 梧一

大藏大輔 井上 馨 殿

山口県下管下士民隠謀云々ノ儀ニ付再応届出候間別紙相添此段申上置候也

九月廿日

大藏大輔 井上 馨

正院 御中

当県下士民ノ内十数名不羈ヲ謀候哉ニ相聞候付搜索ノ上追々捕縛此節糺彈中ノ趣先日御届仕置候処此般右ヘ不容易儀ニテ流毒蔓延候テハ不相濟云々御達ノ旨拝承仕候然ニ捕縛後追々詰糺彈尚遂搜索候処全ク隠謀ニ相違無之候ヘトモ事由已未ノ間ニ発露仕候付右人員ノ外別段連累ノ徒無之且急劇ノ場ニモ不立様相見候間追テ経処決御届可仕尚又向後暴動ノ萌相聞候ヘハ最寄各県ニ打合即決処分ヲモ可仕候此段申上候也

壬申八月晦日

山口県七等出仕 木梨 信一
山口県権参事 久保 断三
山口県参事 有馬 純行
山口県権令 中野 梧一

大藏大輔 井上 馨 殿

さらに翌九月、山口県は事件の概略を太政官史官宛に直接報告した。その通りである。⁽²⁾

当県下士民ノ内十数名東西氣脈ヲ通シ不羈ヲ謀候哉ニ相聞候ニ付七名捕縛糺弾中ノ趣過日大藏省へ御届申出候就テハ事実自今取調ノ処尚爾來動靜ノ見込且手配等ノ処逐一相認メ差出候様御達ノ旨奉拝承候右事実ニライテハ未タ口書詰ニ不立至候ヘトモ概略ノ儀ハ近頃御政体百事御更換被為在候ヨリ四民日々活計ニ差響窮蹙ノ者不少哉ニ付概歎ノ余攘夷論尚神儒仏三道興隆或ハ旧知事ノ帰県等ヲ名トシ士民ヲ煽誘シ結団兵力ヲ以県庁ニ強訴尚追々ニ及暴行坏衆議ノ処挙動ノ緩急事ノ精粗ニ至リ紛議ニ涉リ終ニ不服遷延ノ未瓦解ノ姿ニ相成連累ノ内及内訴候者有之其端緒顯然ニ付即捕縛ヲヨヒ糺弾候処孰モ僻陋中ノ無謀輩ニテ精々取調候ヘトモ右十数名ノ外連累モ無之当挙ニライテハ此余動揺モ有之間敷見込ニ御坐候且又手配ノ儀ハ右様ノ次第ニ付隣県又ハ鎮台等へ打合セテモ不仕唯兼テ定額金ヲ以建置候補亡吏県内へ配布諸事搜索申付候ノミ御坐候此段申上候也

壬申九月

山口県七等出仕 木梨 信一
山口県 参事 有馬 純行
山口県 権令 中野 梧一

史官御中

これらの報告書により、関係者の検査は七月下旬から開始され、九月頃にはまだ「口書詰」すなわち結審には至らず、裁判が進行中であつたことが判明する。

当時の山口県にはまだ裁判所の設置がなく、裁判事務はすべて聴訟課の所管であつた。課長は大属進十六であつたが、その下でこの事件の裁判を直接に担当した官員の氏名は明らかでない。

関係者の「口書」の日附がすべて「壬申十一月二十二日」となっているから、この日が裁判の結審日であつたとみていい。

山口県は、関係者への法律の適用と量刑を定め、次のように司法省へ伺い出た。この文書には日附がないので、正確な時期はわからないが、おそらく五年十二月であつたと思われる。⁽⁴⁾

秋元左司馬已下十八名処刑御伺

当県下士民之内過ル五月以來隠謀之企有之候由連累深井元次郎より及内訴候付早速秋元左司馬已下七名及捕縛糾弾候処孰も別冊口書之通誤申出候然処右処刑新律上にも的決仕兼於県処分難仕候得共左之通見込書相副差出候間何分之御差図被下度此段相伺候也

山口県七等出仕 木梨 信一

同 参事 有馬 純行

同 権令 中野 梧一

司法卿 江藤 新平 殿

司法大輔 福岡 孝第 殿

犯罪者処刑見籠

秋元 左司馬

絞 衆ヲ聚メ兵力ヲ以テ官解ニ迫リ太政ノ變更アランコトヲ謀ル兇逆ノ造意許ス可カラス而テ衆心狐疑事未タ挙ラス故ニ之ヲ兇

徒聚衆ノ輕キニ擬ス

伊藤次郎兵衛

田村 芳太郎

中村百合之丞

庶民ニ下シ十年禁獄

秋元左司馬ニ党与シ兵力ヲ以テ官解ニ迫リ太政ノ變更アランコトヲ謀リ未タ人民ヲ殺死スルニ到ラスト雖モ兇徒聚衆ノ從ニ擬ス

平山 道和

十年禁獄

曩キニ激文告諭ノ如キ文書ヲ私記シ未タ世人ニ揭示セス一朝中村秋元ニ附和シ又盟約ヲ辞スト雖モ其情事ノ急劇ニシテ成ル

可カラザルヲ謀ルニ出猶再械ヲ埃ソニ意アリ故ニ兇徒聚衆ノ從ニ擬ス

中尾 郷作

柳井 柳吉

原田 貞之助

岩本 常太郎

謹慎四十日

秋元伊藤田村中村ノ諸氏ニ附和ス故ニ違令ノ重キニ擬ス

原田 忠二(まこと)

有馬 小金吾

苗字不知市次郎

答四十

同前

島田 守衛

謹慎三十日

一朝田村其外ニ附和シ後ニ盟約ヲ辞ス而テ其情事ノ過激ニシテ成ル可カラサルヲ謀ルニ出ツ故ニ違令ノ輕キニ擬ス

平佐 浮一郎

謹慎二十日

一朝附和悔悟シテ盟約ヲ辞スト雖モ公訴セス故ニ違式ノ重キニ擬ス

守永 龜之進

能美 緑太郎

岡村 多三郎

答一十

附加随行セスト雖略其情ヲ知テ公訴セス故ニ違式ノ輕キニ擬ス

無罪

一朝随行ヲ依頼スト雖モ悔悟自首ス

取贖金五十銭

呪詛ヲ行ヒ世人ヲ誑惑ス違式ノ重キニ擬ス

盲僧幡竜寡婦 まつ

深井 元次郎

しかし、早急な司法省の指令がなかったので、翌六年二月、山口県は改めてこの一件の指令を求めた。⁽⁵⁾ 次の通りである。

当県下萩呉服町商秋元左司馬已下拾八名隠謀相企候一件処刑之儀新律上ニ的決仕兼候ニ付口書相添見込之趣先達而相伺置候処令以御下知無之然ルニ今般前件同様之所業相謀候者共有之相紛議中発露追々連累之者及捕縛遂糾弾候儀ニ有之就而者左司馬等御指令有之候得ハ右ニ照準シ輕罪之者共夫々処刑取計度一体同人如キ不逞之徒滞獄罷在懲惡之時機ヲ失シ県治之障礙モ不少旁以左司馬初筆一件早急御差図被下度比段相伺候也

明治六年二月十九日

山口県七等出仕	木梨 信一	印
山口県 参事	有馬 純行	
山口県 権令	中野 悟一	印

司法郷 江藤 新平 殿
司法大輔 福岡 孝弟 殿

これに対して司法省は、次のように指令した。⁽⁶⁾

明六 三月廿日 (横外書入——手塚註)

中沢

野副

安居

其身ノ困窮ニ及ヨリ糊口ノ策ヲ本トシ衆ヲ募リ攘夷ヲ名トシ暴挙ヲ企ツ夙徒聚衆ノ造意者タルノ処事成ラスシテ発覚スルヲ以テ

准流十年

秋元 左司馬

同上従タル者一等ヲ減ス

除族ノ上準流七年

伊藤次郎兵衛

同上従ノ情稍輕キ者又一等ヲ減シ

除族ノ上準流五年

田村 芳太郎
中村百合之丞

同上従ノ情輕キ者又一等ヲ減シ

除族ノ上徒三年

岩本 常太郎
中尾 郷作

除卒籍ノ上徒三年

徒三年

原田 貞之助
原田 忠次
市次郎

同上従ノ情尤モ輕キ者又一等ヲ減シ

徒二年半

有馬 小金吾

一時暴挙ノ謀ニ与シ後チ夥伴ヲ脱スト雖モ官ニ首報セザル者
雜犯律不応為ノ重キニ擬シ

閉門七十日

島田 守衛

懲役七十日

平佐 浮一郎
柳井 柳吉

其謀ニ与カラスト雖モ情ヲ知テ首報セザル者違式例ノ輕キニ擬シ答一十贖罪

贖金七十五錢

平山 道和
守永 龜之進

同上略ホ其情ヲ知テ首報セザル者

阿責

一時其事ニ依頼附和スト雖モ後チ官ノ目明シ者タルヲ知テ実ヲ以テ告ク首報スル者ヲ以テ論ジ

免罪

中村百合之丞ヨリ唯不日隊ヲ取り立ル等ノコトヲ聞クト雖モ如此者未タ情ヲ知ルト云ヲ以論ジ難シ

無罪

ま
っ

深井 元次郎

能美 緑太郎

岡村 多三郎

大草 青木⁽⁹⁾

この文書の欄外に書かれている「三月廿日」が指令日であろう。

山口県伺と、司法省指令の間には、犯罪事実の認定、それに対する法律の適用にかなりの異同がみられる。その相違点を明確にするため、表示すれば次の通りである。

氏名	年令	士族	山口県伺における準拠法と量刑	司法省指令における準拠法と量刑	備考
秋元 左司馬	36	士族	兇徒聚衆軽	兇徒聚衆・造意、未遂	準流十年 除族が洩れている。
伊藤次郎兵衛	40	士族	同上 従	庶人ニ下シ 禁獄十年 同右ノ従 一等減	同右七年 除族
田村 芳太郎	21	士族	同 右	同右情稍軽 右ヨリ又一等減	同右五年 除族
中村百合之丞	21	士族	同 右	同 右	同 右

守永 亀之進	平佐 浮一郎	島田 守衛	苗字不知 市次郎	有馬 小金吾	原田 忠次	岩本 常太郎	原田 貞之助	柳井 柳吉	中尾 郷作	平山 道和
26	29	56	22	30	32	22	35	24	27	61
	士族	士族				士族	卒	士族	士族	
違式軽	違式重	違令軽	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	違令重	同 右
笞十	謹慎二十日	謹慎三十日	同 右	同 右	笞四十	同 右	同 右	同 右	謹慎四十日	禁獄十年
違式軽	同 右	不応為重	同 右 田村らより又一等減	同 右 右より又一等減	同 右	同 右	兇徒聚衆従 田村らより又一等減	不応為重	兇徒聚衆従 田村らより又一等減	不応為重
笞十 贖金七十五錢	同 右	閉門七十日	徒三年	徒二年半	同 右	除族 徒三年	徒三年 除卒籍	閉門七十日	除族 徒三年	懲役七十日
不同意	中途脱落	中途脱落	通称白井市之助	中途脱落			中途脱落	中途脱落		中途脱落

まつ	深井 元次郎	岡村 多三郎	能美 緑太郎
46	35	24	23
違式重	自首	同 右	同 右
取贖五十銭	無 罪	同 右	同 右
違式軽			
呵 責	免 罪	同 右	無 罪
	首 報	事情不知	事情不知

まず事実の認定について、山口県伺と司法省指令との間の相違点を、次に検討したい。

山口県伺では「兇徒聚衆」そのものに該当するものとして、秋元、伊藤、田村、中村、平山の五名だけを指摘した。この内、平山は途中で脱落したが、かねてからの攘夷論者で秘かに檄文なども作成、またその脱落も悔悟からではなく、この一党の実行力に疑問を感じての脱退であると看做し、彼も伊藤ら三名と同列に取扱ったのである。

その他の者については、事件との関連をきわめて低く評価した。すなわち最後まで積極的に会合に参加した中尾、原田忠、岩本、市次郎（曰井市之助）らも、単なる「附和」者とした。原田貞、有馬は途中脱落者ではあるが、その脱退を積極的に主謀者に通報しなかったためか、中尾らと同列に取扱われた。柳井の場合、脱退を主謀者に通告したにも拘らず、中尾らと同様に取扱われているが、その理由はわからない。

島田、平佐は脱落者として中尾らよりも一段と軽く取扱われ、守永、能美、岡村は「附和随伴」ではないが、「情ヲ知テ公訴シナイ」ものとされ、また深井は「悔悟自首」と看做され、まつは「呪詛」の点だけが問題にされた。

これに対して、司法省指令の事実認定は、右の山口県伺の場合と若干異なっている。

司法省指令では、秋元は「兇徒聚衆ノ造意」であるが「未遂」と断定、伊藤、田村、中村、中尾、原田忠、岩本、市次郎（六月十七日会合に出席）らは「兇徒聚衆」の「従」、原田と有馬は脱落したが（六月十七日会合不参、その意思を主謀者に伝えなかつたためか、やはり「兇徒聚衆」の「従」とされた。しかし、各人関与の濃淡にしたがい、四段階に區別し、伊藤は秋元の次、田村、中村はその次、中尾、岩本、原田忠、市次郎、原田貞はさらにその次、有馬だけは最下位の「従」とされた。平山、柳井、島田、平佐は、一律に脱落者として取扱われた。平山に対する事実認定が、山口県伺とは著しく異なっている。また、山口県伺では前述のごとく不鮮明な理由で、「附加」者とされた柳井についても、脱落者として島田、平佐と全く同列に取扱っている。

守永とまつは同意したわけではないが、情を知って通報しない点が問題にされ、深井は事を通報したので不問、能美と岡村は共に「情ヲ知ラス」と認定された。

このように、事実の認定について、山口県伺と司法省指令との間には若干のくいちがいがあることとして、それぞれに対する量刑についてもまたかなりの相違があり、とくに量刑の根拠となった準拠法は、両者の間で全く異なっている。次に、その点を考察したい。

山口県伺で「兇徒聚衆」とされた者に対する準拠法は、新律綱領・賊盜律の兇徒聚衆の条の末尾で次の通りである。

私憤ヲ懷挾シ。衆ヲ聚メテ。……官ヲ辱ムル者。並ニ首ハ。絞。従ハ。流三等。

これにより秋元は「絞」、伊藤、田村、中村、平山は「従」で「流三等」（これは明治三年十一月十七日・太政官達の準流法で三等徒役十年に換刑）の筈が「十年禁獄」となっている。「徒」が「禁獄」になっている理由は、山口県が、国事犯に対する刑種が新律綱領には原則として規定のない「禁獄」⁽¹⁰⁾とされた前例を知っており、それを踏襲したためと思われる。なお、伊藤、田村、中村は士族なるが故に「庶人ニ下ス」の附加刑が付けられた（新律綱領・名例律上・閏刑）。

中尾、柳井、岩本、市次郎、原田忠、原田貞、有馬らは、一律に新律綱領・雑犯律の違令の「重キ者」に問われた。次の通りである。

凡令ニ違フニ。重キ者ハ。答四十。軽キ者ハ。一等ヲ減ス。

中尾、柳井、原田貞、岩本は士族なるが故に「答四十」は「謹慎四十日」に換えられた（新律綱領・名例律上・閏刑）。原田忠、有馬、市次郎は庶民なるが故に「答四十」である。脱落者とされた島田については、右違令の「軽キ者」に より「答三十」が士族なるが故に「謹慎三十日」（前掲・閏刑）とされた。

またもう一人の脱落者平佐の場合は、さらに軽いものとされ、情を知りつゝ「公訴」しない点だけを問題として「違式ノ重キ」で「謹慎二十日」、守永、能美、岡村らはやはり「公訴」しない点を問題として「違式ノ軽キ」で「答十」とし、深井は自首したため無罪、まづは「呪詛」の点で「違式ノ重キ」で「答二十」、その「收贖金五十錢」とした。ところで、ここに適用されている「違式」の条項は、当時の現行法である新律綱領には存在しない。然らばそれは何か。その頃、司法省部内において編さん中の新律綱領改正案すなわち「新律条例」の条文がそれであり、第一章案の該当条項は、次の通りである。⁽¹²⁾

第二百九十一条 凡式ニ違フ者ハ答二十軽キ者ハ一等ヲ減ス其所犯極テ軽ク答ニ及サル者ハ事情ヲ酌量シテ拘留阿責ニ処シ以テ 権衡ヲ別ツ（下略）

平佐は士族なるが故に「答二十」が「謹慎二十日」に換刑（新律綱領・名例律上・閏刑）、まづの場合、「答二十」は卒以下の婦女として「收贖二分」すなわち金五十錢であった（新律綱領・贖罪收贖例図）。

それでは、司法省部内の改正作業であった新律綱領改正案（すなわち改定律例草案）を、山口県がなぜ知っていたのか。

このことは、寔に興味ある問題点である。

昭和四十八年、藤田弘道君は、足柄裁判所が所蔵していた「新律条例」の内容を覆刻し、それが新律綱領改正第一次案であり、明治四年春から編さんが開始され、明治五年八月頃成稿したものであること、そしてまたそれが足柄裁判所へ伝えられた事情を考察された。⁽¹³⁾

足柄裁判所（明治五年八月十二日設、九月二日より事務開始）は、司法省直轄の官庁であり、その所長および所員と、本省官員との交流ももちろんあったこととて、⁽¹⁴⁾ 司法省内の草案が、その裁判所へ伝えられたとしても決して不可思議ではない。しかし、本省とは全く無関係の筈の山口県聴訟課に、司法省内の草案が流れたということは、どのように理解すべきか、全くの謎である。強いて推察を逞しくすれば、当時の司法省には宍戸璣（司法大輔）、玉乃世覆（権大判事）、大草孝賜（権中判事）、長安道一（権大解部）らの山口県出身幹部が在職したから、⁽¹⁵⁾ 彼等の中の誰かを通じて、山口県聴訟課内の旧藩時代の知友に、草案が流れたものと思われる。

なおまた、それでは山口県聴訟課が、なぜ全般的に新律条例に準拠しなかったのかという疑問が残るかも知れない。しかし、山口県聴訟課の意向としては、当時の現行法である新律綱領が適用できる限りは、それに準拠し、新律綱領に適当な適用条文を見出しえない微罪者のみに新律条例を利用したものとみることができよう。

山口県伺にみられる準拠法と量刑は、以上に述べた通りであるが、これに対する司法省指令のそれは全く違っていた。司法省指令はほぼ全般的に前述の新律条例に準拠し、一部に新律綱領を適用したのである。新律条例は新律綱領の不備を是正したものであるから、司法省はいち早くそれに準拠したのであろう。罪刑法定主義を採用していない当時のこととて、それは決して違法ではなかったのである。

「兇徒聚衆」に該当するとされた秋元、伊藤、田村、中村、中尾、原田貞、岩本、原田忠、市次郎らに対する準拠法は、新律条例第一次草案についてみれば、次の条項である。⁽¹⁶⁾

第六十三條 凡兇徒聚衆ノ從ニシテ情輕キ者ハ本罪ニ一等ヲ減シ徒三年

第六十五條 凡多衆ヲ聚メテ訟ヲ構ヘ官ニ強逼スト雖モ良民ヲ擾害スルニ至ラサル者首ハ流三等從ハ一等ヲ減ス從ニシテ情輕キ者ハ又一等ヲ減ス

右第一六五條により秋元は「流三等」すなわち前掲准流法で「准流十年」（徒役、伊藤は「從ハ一等ヲ減ス」で「流二等」すなわち前掲准流法で「准流七年」（徒役、田村と中村は共に「情輕キ者ハ又一等ヲ減ス」で「流一等」すなわち前掲准流法で「准流五年」（徒役、中尾、原田貞、岩本、原田忠、市次郎は第一六三條により「徒三年」、有馬の「徒二年半」はそれに適応した条文はないが、第一六三條の「徒三年」をさらに「一等減」したものと思われる。そして伊藤、田村、中村、中尾、原田貞、岩本らは士族または卒であったから、「除族」の附加刑が付けられた（明治六年二月八日・太政官布告第四四号により、新律綱領の閏刑の條の「庶人ニ下ス」が除族と改められた。秋元については、どうしたわけか、除族の指示が洩れている。

脱落者の平山、柳井、島田、平佐については、新律綱領・雜犯律の不應為の條が適用された。次の通りである。

凡律令ニ正条ナシト雖モ。情理ニ於テ。為スヲ得応カラサルノ事ヲ為ス者ハ。笞三十。事理重キ者ハ。杖七十。

右規定の「事理重キ」で「杖七十」が、柳井、島田、平佐は士族なるが故に「閉門七十日」に換刑（新律綱領・前掲閏刑）、農の平山だけが「杖七十」、しかし、それは明治五年四月日欠・太政官布告第一一三号の懲役例図により「懲役七十日」に換刑となっている。

守永は前に引用した新律條例の違式の「笞二十輕キ者ハ一等ヲ減ス」で「笞十」、さらに新律綱領・贖罪收贖例図の「事情憫諒ス可クシテ。的決シ難キ者」とされ「笞十」の贖罪金「三分」すなわち七十五錢に処せられた。まづも同じく違式の條の「呵責」のみに処せられた。能美と岡村は無罪、深井は免罪となっている。

山口県伺と司法省指令の量刑を比較するに、主謀者については司法省指令の方が軽いが、一般参加者については脱落者をふくみ、司法省指令が重い。もともと平山の場合だけは、山口県伺の「十年禁獄」が、司法省指令では「閉門七十日」と格別に軽くなっているのがめだつ。その他の微罪の者は、司法省指令の方が軽い処置となっている。

山口県聴訟課は、司法省指令をうけて、関係者一同に刑の宣告を行った筈であるが、その時期は明らかでない。また准流あるいは徒刑に処せられた者の服役状況についても、残念ながら関係史料を見出しえない。

(1)(2) 「山口県下動播届」・明治五年九月「公文録」・大蔵省伺。この文書は「太政類典」第二編第一四八巻に転載されている。なお、本稿五頁註4参照。

(3) 前掲「山口県警察史」上巻・二〇七頁—二〇八頁。

(4) 山口県より司法省へ「秋元左司馬已下十八名処刑御伺」。

(5) 明治六年二月十九日「山口県より司法省へ再伺」(仮称)。

(6) 「司法省より山口県への指令」(仮称)。

(7)(8)(9) 司法省指令に關与した官員名である。「中沢」は大解部中沢重業、「安居」は十三等出仕安居雅修、「大草」は権中判事大草孝暢、「青木」は中判事青木信寅と思われるが(明治六年一月「官員録」・一八八枚表、一八四枚表、一八五枚表裏、「野副」は不明である。

(10) 新律綱領における禁獄は、婦女の笞杖刑に代わるべきものとして認められていた。名例律下の「婦女犯罪」の条に「笞杖ニ該ル者ハ、日数ニ折シ。笞杖一十毎トニ。十日ニ折シテ。禁獄ニ換フ」とあるのがそれである。男性には課せられない刑種であった。

(11) 明治四年十二月、司法省臨時裁判所で処断した愛宕通旭、外山光輔らの陰謀事件では、数十名の者が「禁獄」の刑を言渡された(綿貫哲雄「維新前後の国事犯」(二)・国家学会雑誌第四十六巻九号・昭和七年・二二頁以下、田中・前掲「愛宕・外山ら陰謀事件」・「日本政治裁判史録」明治前・二四八頁以下)。政治犯なるが故に、定役を伴わない自由刑の「禁獄」が選択されたのである。なお、国事犯に対する禁獄の問題については、根本敬彦「明治初年禁獄」(一)・警察研究第五十七巻一号・昭和六十一年・四〇頁以下参照。

(12) 藤田弘道「足柄裁判所旧蔵「新律条例」考——改定律例の草案と覚しき文書について——」(二)・慶大法学研究第四十六

卷三号・昭和四十八年・九七頁。その後、藤田君は国立公文書館蔵「公文録」（明治六年三月、司法省の部）に収録されている「新律条例」の全文を覆刻、発表されたが、この草案は、明治五年十月に進呈された再校草案（第一次草案につづくもの）の転写本であり、しかし再校草案そのものではなく、太政官からさし戻され、その指示により司法省で修正、追加しつつあったものであると考証された（『公文録』所載「新律条例」考——改定律例の再校草案と覚しき文書について——、手塚豊編『近代日本史の新研究』I・昭和五十六年・一六八頁、一七五頁参照。この「新律条例」第二九一条は、本文に掲示引用した「新律条例」第一次草案と全く同文である（前掲論文・一六〇頁）。さらに藤田君によると、この「再校草案」は改正浄書案（五年十一月二十八日再進呈、最終案（上木案、六年三月九日以降、但しその後も若干の差し替えあり）を経て、六年七月十日施行の改定律例につづいたとしている（前掲論文・一六八頁）。しかし「再校草案」以降の草案の確実な全貌はまだ明らかになっていない。五年十二月頃の時点で、山口県が準拠した新律条例は、第一次草案かあるいは再校草案であったと思われる。

(13) (14) 藤田・前掲「足柄裁判所旧蔵『新律条例』考」(一)・慶大法学研究第四十六巻二号・七二頁、八三頁、前掲論文(二)・慶大法学研究第四十六巻三号・六四頁以下等参照。

(15) 明治五年五月「官員全書・司法省」によると、山口県人として司法大輔宍戸璣、権大判事玉乃世履、権中判事大草孝暢、権大解部長安道一らが在職しており（一枚表、二枚表、十枚表）、この内、宍戸は五年五月二十二日に教部大輔へ転出したが（「頭要職務補任録」上・明治三十五年・一二〇頁、九五頁）、他の三名は新律条例成稿時の五年八月にはそのまま在職している（明治六年一月「官員録」・一八五枚裏、一八八枚裏）。とすると、玉乃、大草、長安はもちろん、たとえ転任後とはいえ、かつて最高幹部の一人であった宍戸にも、成稿した新律条例を入手する機会には十分にあったものと思われる。

(16) 藤田・前掲「足柄裁判所旧蔵『新律条例』考」(二)・慶大法学研究第四十六巻三号・八八頁。なお、前述した「公文録」所載の「新律条例」の場合は、第一次草案の第一六三条、第一六五条はそれぞれ第一六二条、第一六四条となっているが、内容は同文である（藤田・前掲「公文録」所載「新律条例」考）・前掲「近代日本史の新研究」I・一四八頁）。司法省が準拠したのは、この後者の草案の条文であったかも知れない。さらにまたその次の改正浄書案（五年十一月）の条文であったことも考えられるが、その内容が明らかでない（註12・参照）、確認できない。

(17) 註12・参照。

四 むすび

秋元左司馬の事件は、すでに述べたように、これまで黒正、田村両教授の研究の中に、きわめて漠然たる形で登場したことはあるが、人名をあげ、またその内容を拳示した研究は皆無であった。⁽¹⁾ 以上に述べた私の考察は、寔に貧弱なものではあるが、すくなくとも事件の輪郭だけは明らかにしたことと想っている。

この事件は、これまたその内容がまだ十分にはわかっていない原田金吾、八幡十郎らの事件（明治六年）と共に、長州藩諸隊兵士の反乱騒擾事件（明治三年）の余波であり、前原一誠の萩の乱（明治九年）、町田党の蜂起（明治十年）の前提ともいえるものであって、決して軽視すべきものではない。事件関係者の人員も相当多数のこととて、関連史料が山口地方に埋没している公算は、きわめて大である。この私の拙い労作が契機となり、山口地方において新しい史料が発掘され、秋元左司馬事件の内容がより一層鮮明になることも、切に期待して筆を擱く。

(1) 後藤靖「土族反乱の研究」（昭和四十二年）所載の一覧表（五頁以下）およびそれを若干増補されたと思われる「土族叛乱と民衆騒擾」・岩波「日本歴史」14・近代I（昭和五十年）所載の一覧表（二九五頁以下）にも、秋元事件は登載されていない。

（十二月二十日稿）

後記 本稿の史料蒐集には中山勝君、根本敬彦君の協力を得た。とくに腰痛にて外出不如意の私に代り、根本君からは東奔西走の援助をうけた。また山内明一氏（在山口、「山口県警察史」の筆者）、田中助一氏（在萩、郷土史家）からは貴重な御示教を賜った。古文書の解説については、例のごとく志木古文書同好会の中田千美氏、柴田純子氏、井出章子氏のお世話になった。ここに記して諸氏の学思を謝す。

附記 その後、八幡、原田の事件についても若干の新史料を発見したので、不日、別稿における考察を予定している。

（二月十七日記）